

山梨県公報

第十二百二十七号

平成十三年

九月十三日

木曜日

目次

道路の区域変更	五〇三
土地改良事業施行の同意(二件)	五〇三
県営土地改良事業の完了(二件)	五〇三
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	五〇三
公安委員会	
遊技機の型式の検定	五〇四

告 示

山梨県告示第四百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年十月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年九月十三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 今諏訪北村線
- 三 道路の区域

区 間	旧 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
中巨摩郡白根町大字上今諏訪字今岡一七九 二番地先から 中巨摩郡白根町大字上今諏訪字今岡一三三 〇番の一五地先まで	旧	一三・六 一六・五	七〇・〇
中巨摩郡白根町大字上今諏訪字今岡一三三	新	〇・〇	〇・〇

〇番の一五地先から
中巨摩郡白根町大字上今諏訪字今岡一三三
〇番の一五地先まで

山梨県告示第四百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十三年九月三日に土地改良事業(日野地区基盤整備促進事業)の施行について同意した。

平成十三年九月十三日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第四百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十三年九月三日に土地改良事業(小荒間地区基盤整備促進事業)の施行について同意した。

平成十三年九月十三日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第四百七号

県営土地改良事業(小淵沢地区圃場整備事業)の工事は、平成十二年三月三十一日をもって完了した。

平成十三年九月十三日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第四百八号

県営土地改良事業(円野地区圃場整備事業)の工事は、平成十三年三月三十一日をもって完了した。

平成十三年九月十三日

山梨県知事 天 野 建

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十三年九月十三日

山梨県知事 天野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十三年八月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 自然エネルギー利用研究会
 - 2 代表者の氏名 齋藤満
 - 3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡八田村野牛島二千二十七番地一
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、自然エネルギー利用に関する実用化と普及等に必要環境の保全を図る活動、国際協力の活動、子供の健全育成を図る活動などに関する事業を行い、国際地球環境の保護に寄与することを目的とする。

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年九月十二日までとする。
平成十三年九月十三日

山梨県公安委員会
委員長 風間善樹

申請者氏名又は名称及び住所	サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目一
型式の概要	遊技機の種類及び区分 型式名 製造者又は輸入者名 検定番号
型式	ぱちんこ遊技機 CR自己中心派 サミー株式会社 一〇〇二六八
規則第六条第一	

三番二号	株式会社ロデオ 代表取締役 谷澤鏡次 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	回胴式遊技機 規則第六条第一 五)	ライジン グ2	株式会社 ロデオ	一四〇二八四
株式会社ロデオ 代表取締役 谷澤鏡次 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	回胴式遊技機 規則第六条第一 五)	ジャック ナイフ	株式会社 ロデオ	一四〇二二三	
株式会社ロデオ 代表取締役 谷澤鏡次 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	回胴式遊技機 規則第六条第一 五)	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一 五)	株式会社 高尾	一〇〇三三〇	
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目三番地	回胴式遊技機 規則第六条第一 五)	ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一 二番一三号佐藤ビル二階	ベルコ株式会社 式会社	一四〇三一九	
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一 二番一三号佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六条第一 五)	ワンパー 30	ベルコ株式会社	一四〇三〇三	
株式会社ミスホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一 五)	CRが ん スル マン	株式会社 ミスホ	一〇〇二二六	
高砂電器産業株式会社 代表 取締役石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二 丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六条第一 五)	レイン ボ シユ ラッ ポ	高砂電器 産業株式 会社	一四〇三〇一	
高砂電器産業株式会社 代表 取締役石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二 丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六条第一 五)	レイン ボ シユ ラッ ポ	高砂電器 産業株式 会社	一四〇三〇二	
株式会社オリンピア 代表取	回胴式遊技機 規則第六条第一 五)	トリック 0 シユ ラッ ポ 3	株式会社	一四〇三四一	

株式会社北電子 代表取締役 小林昭子 東京都豊島区西池袋一丁目七番七号	株式会社サンセイアールアンドディ 代表取締役 杉島紀志男 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一―番一三号	株式会社サンセイアールアンドディ 代表取締役 杉島紀志男 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一―番一三号	締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一―番七号
回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	規則第六条第五号(別表第五)
スイクリップ	クスモオー	クスオー	モンスタ12
株式会社北電子	株式会社サンセイアールアンドディ	株式会社サンセイアールアンドディ	オリオンピ
一四〇一三一	一〇〇三三八	一〇〇二五四	

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番